

子育て支援金、結婚祝金の支給には申請が必要です

子育て支援金

〈支給の要件〉お子さんが生まれた時点で、お子さんと養育者の両方が南越前町に住民登録されていること

	第1子、第2子の場合	第3子以降の場合
支援金額	10万円	30万円
申請/請求の時期	(1回目)支払額5万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目)支払額5万円 小学校に入学した日以降1年以内 	(1回目)支払額10万円 出生してから3か月を経過後、1歳に達する日の前日まで (2回目)支払額10万円 小学校に入学した日以降1年以内 (3回目)支払額10万円 中学校を修了した日以降1年以内
提出書類	※平成28年4月1日以前に生まれた第3子以降のお子さんで、1回目の申請をされ、支給認定された方 (3回目)支払額40万円 満6歳に達する日以降1年以内	
提出書類	子育て支援金支給資格認定申請書、宣誓書、子育て支援金支給請求書、完納証明書 ※ 宣誓書は1回目の申請時のみ提出	

結婚祝金

〈支給の条件〉南越前町に住民登録され、現に定住し、今後永住または5年以上にわたって南越前町に住所を置くこと

	40歳未満のご夫婦	いずれかが40歳以上のご夫婦
祝金	10万円	20万円
提出書類	結婚祝金支給申請書、結婚祝金支給請求書、完納証明書	

■申請先・問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

県と市町の合同公売を実施します

公売は、自治体が差し押さえた財産を売却して、滞納税金に充てる手続きです。公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。(ただし、執行機関から公売場所への入札などを制限されている者および滞納者(国税徴収法第92条、第108条)は公売に参加することができません。)今回、県と町が合同で行う公売物件を紹介します。

公売財産の概要

土地6筆 南越前町糠5字反舟2番1 地目 宅地 他5筆
 建物1棟 所在 南越前町糠5字反舟2番地1 他
 種類 旅館・居宅
 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根5階建
 他 未登記附属建物あり 以上一括売却



(都市計画区域外、越前加賀海岸国定公園 第2種特別地域、南瀬急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域)

最低公売価額 6,860,000円 公売保証金 686,000円

公売期日・入札・開札日時・公売保証金納付期間・場所

期日：11月20日(金) 入札：午前10時30分～午前11時00分 開札：午前11時00分
 納付：午前10時30分～午前10時50分(入札会場にて納付) 場所：福井県立図書館

売却決定日時・買受代金納付期限

期日：11月27日(金) 決定：午前11時00分 納付：午前11時30分まで

■入札に関する問合せ 福井県総務部税務課 納税推進室(福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎) TEL 0776-20-0515

■公売物件に関する問合せ 町民税務課 税務係 TEL 0778-47-8014